全員協議会会議録

１　開　会 2
２　あいさつ 2
３　議　題 2
⑴　協議事項について 2
①　令和５年矢板市議会日程（案）について 2
⑵　報告事項について 3
①　矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について 3
②　令和５年度当初予算の概要について 4
③　矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について 8
④　字の廃止及び町の区域の変更について 10
⑤　第３期矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に伴うパブリックコメントの結果について 11
⑥　矢板市国民健康保険条例の一部改正について 11
⑦　矢板市企業誘致条例の一部改正について 12
⑧　矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正について 13
⑨　矢板市城の湯温泉センター改修事業事業計画（案）に係るパブリックコメントの結果について 15
⑩　長井地内交差点改良工事に伴う橋りょう架け替え工事に関する基本協定の締結について 15
⑪　事故報告ついて 16
⑫　矢板市営駐車場条例の一部改正ついて 17
⑬　Ｇ７男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催記念矢板市女性議会の開催について 18
⑭　矢板市スポーツ推進審議会条例の一部改正ついて 19
⑮　矢板市生活排水処理構想の見直し（案）に係るパブリックコメントの結果について 20
４　その他 20
５　閉会 22

日　時　令和５年２月９日(木)　午前 10 時 00 分～午前 10 時 41 分
場　所　議場

○　出席者

【　議員１５人　】

①　石　塚　政　行
②　掛　下　法　示
③　神　谷　　靖
④　中　里　理　香
⑤　髙　瀬　由　子
⑥　櫻　井　惠　二
⑦　藤　田　欽　哉
⑧　佐　貫　　薫
⑨　伊　藤　幹　夫
⑩　関　　由紀夫
⑪　小　林　勇　治
⑬　宮　本　妙　子
⑭　石　井　侑　男
⑮　中　村　久　信
⑯　今　井　勝　巳

【　欠席議員　】

なし

【　説明員　】

①	市　長	齋　藤　淳一郎
②	副市長	横　塚　順　一
③	教育長	村　上　雅　之
④	デジタル戦略課長	石　川　民　男
⑤	秘書広報課長	佐　藤　賢　一
⑥	総務部長兼総務課長	髙　橋　弘　一
⑦	健康福祉部長兼社会福祉課長	沼　野　晋　一
⑧	商工観光課	加　藤　清　美
⑨	経済建設部長兼建設課長	柳　田　　豊
⑩	都市整備課長	佐　藤　裕　司
⑪	生涯学習課長	髙　久　聡　子
⑫	国体・スポーツ局	山　口　　武
⑬	下水道課長	江　連　康　一

※新型コロナ感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【　議会事務局　】

①	事務局長	薄　井　　勉
②	主査	粕　谷　嘉　彦
③	主査	佐　藤　晶　昭

１　開　会

○議長（今井勝巳）　ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（１０：００）

２　あいさつ

○市長（齋藤淳一郎）　おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

本日の議題につきましては、矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定ついてなど15件でございます。これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

３　議　題

⑴　協議事項について

①　令和５年矢板市議会日程（案）について

○議長　⑴報告事項について、①について説明を求めます。

○議会事務局長（薄井勉）　令和５年度矢板市議会日程（案）について、御説明いたします。

令和５年度は、統一地方選挙の年でありまして、矢板市議会議員選挙がございます。したがいまして、４月の全員協議会は予定しておりません。また、

予定表に記載はありませんが、４月の議会関連の予定を申し上げますと、４月 16 日日曜日が市議会議員選挙の告示の予定です。それから、４月 23 日が投票日となります。５月に入りまして、５月２日火曜日初全員協議会、それから 11 日木曜日、世話人会、いわゆる議会運営委員会に当たるものでございます。18 日に初議会を予定してございます。

６月以降の予定は、これまでと同じ考え方で、各月１回の全員協議会、６月、９月、12 月、翌年３月に定例会議を予定し、詳細については記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。。

⑵　報告事項について

① 矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

○議長　次に、⑵報告事項について、①について説明を求めます。

○デジタル戦略課長（石川民男）　おはようございます。

矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について御報告いたします。情報通信技術を利用する方法により、手続き等を行うために必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

条例の概要を御説明いたします。第３条から第４条では、ほかの条例等の規定において、書面等により行っていた申請処分通知等について、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織により行うことができるように規定します。

第５条から第６条では、ほかの条例等の規定において、書面等により行っていた縦覧作成等について、当該条例等の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができるように規定します。第７条では、第３条から前条までの取扱では適当でない、手続き等の適用除外を規定します。第８条では、マイナンバーカード等を用いた手続きの場合における、住民票や印鑑証明書等の添付書面等の省略について規定します。第９条では、情報通信技術の利用格差の是正について、市の責任を規定します。第10条では、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表について規定いたします。

施行期日は令和５年４月１日を予定しております。なお、本条例の制定に伴い、施行規則をあわせて制定します。また、矢板市行政手続き条例についても、本条例の制定にあわせて一部改正いたします。

矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の概要は以上でございますが、本案につきましては、３月の定例会議に議案として提出させていただきますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

② 令和５年度当初予算の概要について

○議長　次に、②について説明を求めます。

○総務課長（髙橋弘一）　おはようございます。

令和５年度当初予算の概要について御報告いたします。

令和５年度につきましては、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行に

当たり、感染症対策に注意を払いつつ、社会経済活動との両立を図っていくための社会資本整備事業や、ＤＸの推進、ＧＸの推進に取り組むため、厳しい財政状況の中におきましても、事業を進めるための財源確保に努め、健全な財政を図りながらの積極型予算となっております。

それでは、資料の１ページ、１の歳入歳出予算会計別一覧表になります。一般会計の予算額は、150 億 9,300 万円。前年度に比べ、11 億 7,300 万円。8.4％の増となっており、これは２年連続の増であります。また、この予算規模は、平成 30 年度の 144 億 8,900 万円を超える過去最大の予算規模となります。

増加した主な要因は、文化・スポーツ複合施設建設事業や、泉中学校施設転用複合化事業、城の温泉センター改修事業など、大型の建設事業の実施によるものであります。特別会計につきましては、四つの会計の合計で前年度に比べ、1.8％の減となっておりまして、後期高齢者医療は増加いたしますが、介護保険と国民健康保険、そしてハッピーハイランド矢板排水処理事業は減少しております。また、企業会計では、水道事業会計は減少し下水道事業会計は増加しております。一般会計と四つの特別会計、二つの企業会計を合わせた予算総額は、246 億 8,030 万円。前年度に比べ 11 億 4,880 万円。4.9％の増となっております。

次に２の一般会計歳入予算款別一覧表になります。主なものを御説明いたします。１款　市税につきましては、このうちの個人市民税、こちらは人口減少などにより、納税義務者がわずかに減少しているほか、営業所得や農業所得については、原油価格物価高騰の影響により、下ブレが予想されるところではありますが、給与所得については、持ち直しの傾向を示しているため、前年度に比べ 1,365 万円、1.0％の増となっております。また固定資産税は、

新築家屋の増加や、大規模太陽光発電施設設備の稼動などによる償却資産の増加により、前年度に比べ5,747万円。2.6%の増となっております。その結果、市税全体では45億1,801万2,000円となりまして、1.7%の増となっております。飛びますが、11款　地方交付税は、国の地方財政計画において増加しているため、5.7%の増となっております。15款　国庫支出金は、文化・スポーツ複合施設建設事業に係る地方創生拠点整備交付金や、都市構造再編集中支援事業に係る補助金などの増加により 1.3%の増となっております。16款の県支出金は、小さな拠点づくり促進事業補助金や、農村地域防災事業費補助金などの増加により、4.6%の増となっております。17款の財産収入は、土地売り払い収入の増加により58.9%の増となっております。19款　繰入金は、財政調整基金からの繰入金は３年連続で０となりましたが、公共施設整備基金からの繰入金の増加により、27.9%の増となっております。そして、22款　市債は、臨時財政対策債は減少いたしますが、単独事業の泉中学校施設転用複合化事業や、城の湯温泉センター改修事業などの増加により、56.0%の増となっております。この表の下から２行目、自主財源につきましては、市税や財産収入、繰入金の増加により、金額は増加いたしますが、依存財源の増加によりまして、予算総額に占める割合は、前年度に比べ 1.8ポイント減少し40.6%となっております。依存財源は、地方交付税や国県支出金、市債などの増加により、前年度に比べ1.8ポイント増加し59.4%となっております。

続きまして２ページになります。３の一般会計歳出予算款別一覧表です。２款　総務費は、泉中学校施設転用複合化事業や、庁舎等整備基金積立金などの増加により35.0%の増であります。３款　民生費は、児童手当支給事業などの減少によりまして、1.3%の減となっております。４款　衛生費は、

新型コロナウイルスワクチン接種事業等の減少により、8.4％の減であります。７款　商工費は、城の湯温泉センター改修事業等の増加により、51.3％の増となっております。８款の土木費、こちらは都市構造再編集中支援事業や、わかば通り整備事業などの増加によりまして、24.0％の増となっております。９款　消防費、こちらは同報系防災行政無線整備工事などの減少により、28.4％の減となっております。10 款　教育費は文化・スポーツ複合施設建設事業の増加により、23.4％の増であります。

次に４の一般会計歳出予算性質別一覧表になります。１の人件費は職員数の減少や、新型コロナウイルスワクチン接種会場運営に係る時間外勤務手当の減少などによりまして、1.8％の減となっております。５の補助費等は国民体育大会推進事業などの減少により、8.3％の減であります。６の普通建設事業費のうち、補助事業費につきましては、文化・スポーツ複合施設建設事業や、わかば通り整備事業などの増加により 91.0％の増となっております。また、単独事業費につきましては、泉中学校施設転用複合化事業や、城の湯温泉センター改修事業等の増加により、62.5％の増となっております。この単独事業費につきましては、市債や公共施設整備基金を財源としておりますが、城の湯温泉センター改修事業につきましては、現在、国の令和４年度補正予算第２号において措置された、地方創生拠点整備交付金による補助を受けるべく、国との事前相談を経て、施設整備計画等の提出を行っているところであります。今後、国から地方創生拠点整備交付金の内示が得られた場合には、財源の組替えの補正予算を検討しているところであります。９の積立金は庁舎等整備基金積立金の増加により、69.2％の増となっております。10 の貸付金、こちらは中小企業振興資金貸付事業における短期資金貸付制度の創設により 8.0％の増となっております。表の下から２行目、義務的経費で

ございますが、人件費と公債費の減少によりまして、前年度に比べ 3.9 ポイント減少し 42.9%となっております。投資的経費は普通建設事業費の増加により、7.7 ポイント増加し、19.8%となっております。

続きまして３ページ以降の主要事業一覧表になります。この一覧表は、款別にまとめたものでありまして、表の右側の主要事業の欄には事業名を記載しております。そして新規事業につきましては、隅付きの括弧でくくってあります。また、普通の括弧でくくった部分は、補足説明を記載しております。

10 ページからは、令和５年度の新規事業として、一般会計と特別会計を含め 35 の新規事業を取りまとめております。なお、この新規事業のうち、主な事業につきましては、１月の全員協議会で御報告いたしましたので、説明につきましては省略させていただきます。

以上が令和５年度当初予算の概要でありますが、この予算案につきましては、第 384 回定例会議に議案として提出いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

③　矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長　次に、③について説明を求めます。

○総務課長　続きまして、矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御報告いたします。

この件につきましては、令和３年５月に公布されたデジタル社会の形成を

図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、個人情報の保護に関する法律が改正され、国の行政機関や民間事業者、そして地方公共団体における個人情報の取扱いが、令和５年４月１日から個人情報保護法に一元化されることに伴い、所要の整備を行うものであります。

それでは添付しました資料になります。まず１ページ目は、法律の概要であります。今回の個人情報保護制度の見直しにつきましては、この法律で行われましたが、この資料の一番上の趣旨の欄に記載されておりますが、デジタル社会の形成に関する施策を実施するという趣旨のもと、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立を図るための法整備が行われました。

個人情報保護制度を見直しの全体像につきましては、次のページになります。このページの左側の現行の部分がこれまでの制度であります。国や民間、地方公共団体はそれぞれ異なる所管や法令に基づき、個人情報の保護を行うこととなっておりました。令和５年４月以降は、右側のように、国や地方公共団体、民間が、同じ所管、同じ法律に基づいて、個人情報の保護に取り組むこととなります。矢板市における個人情報の保護は、今までは、矢板市が所管し、矢板市個人情報保護条例に基づいていたものが、全国共通のルールのもと、国の個人情報保護委員会が所管し、個人情報保護法に基づいて個人情報の保護に取り組むこととなります。

今回の制度見直しにおける、市町村への影響に関しましては、所管や根拠法が一元化されることから、各市町村においては、それぞれの個人情報保護条例を廃止しまして、個人情報保護法の施行に必要な事項を定める法施行条例を制定することとなります。個人情報保護の基本的な事項につきましては、全国共通のルールとして、個人情報保護法の中で定められることになるため、

市町村の法施行条例におきましては、開示手数料や、開示までの標準的な日数等いわば手続き的な部分を定めることとなります。具体的な内容につきましては、添付の制定案要綱に記載しております。

この条例案につきましては、来る定例会議に議案として提出いたしますのでよろしくお願いいたします。また、この制度改正に伴いまして、矢板市個人情報・情報公開・行政不服審査会条例の一部改正についても、議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

④　字の廃止及び町の区域の変更について

○議長　次に、④について説明を求めます。

○総務課長　続きまして、字の廃止及び町の区域の変更について御報告いたします。

平成25年から、栃木県が実施している県営中山間高原地区土地改良事業でありますが、事業実施に伴いまして、字の廃止及び町の区域の変更が生じたものであります。

今回変更となる場所につきましては、資料の位置図で着色しました区域になります。変更の内容につきましては、変更調書に記載のとおり、この区域の字を廃止いたしまして、町の変更は下から３行目の変更前、田所を倉掛に、下から２行目の高塩を倉掛に変更するものであります。これらの変更につきましても、来る定例会議に議案として提出いたしますので、御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長　ほかに御質疑等ありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑤　第３期矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に伴うパブリックコメントの結果について

○議長　次に、⑤について説明を求めます。

○社会福祉課長（沼野晋一）　第３期矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に伴うパブリックコメントの結果について御報告いたします。

資料を御覧願います。募集の趣旨等につきましては、資料に記載のとおりであります。また、この計画の内容につきましては、昨年 11 月 10 日の全員協議会にて、概略を説明させていただきましたので、詳細は省かせていただきます。

パブリックコメントの結果につきましては、資料に記載のとおり、令和４年 11 月 11 日から 12 月 12 日までを募集期間としておりましたが、市民の皆様からの御意見は寄せられませんでした。

説明は以上となりますので、よろしくお願いします。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑥　矢板市国民健康保険条例の一部改正について

○議長　次に⑥について説明を求めます。

○健康増進課長（日賀野真）　矢板市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。この度、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、全国一律で出産育児一時金が50万円に引き上げられることとなりました。これに伴い、現在、本市の国民健康保険条例において、40万8,000円とされている出産育児一時金を８万円増の48万8,000円に改正し、産科医療補償額１万2,000円と合わせまして、支給総額を現在の42万円から50万円に引き上げるのが、今回の改正の趣旨であります。

施行については本年４月１日を予定しております。

この改正条例につきましては、第384回定例会議に議案として提出いたしますので、御審議をくださるようお願い申し上げます。

説明は以上です。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑦　矢板市企業誘致条例の一部改正について

○議長　次に⑦について説明を求めます。

○商工観光課長（加藤清美）　矢板市企業誘致条例の一部改正について御報告いたします。

資料を御覧ください。矢板南産業団地では企業立地が進み、現在の販売区画は残り１区画となっております。

また、新たな産業団地を造成するには数年を要することから、民有地活用による企業立地を推進し、地域経済の活性化及び雇用の維持・確保を図るた

め、企業誘致奨励金の拡充を行うものです。

条例の改正内容ですが、奨励金に企業立地奨励金を追加いたします。補助対象は、対象施設の新設または増設に対する投下固定資産額が、１億円を超える場合とし、補助金額は対象施設の操業開始した日以後、固定資産税が最初に課される年度から起算して３年間の各年度の固定資産税に相当する金額といたします。

改正条例の施行日は令和５年４月１日と考えております。

条例改正の案につきましては、第 384 回市議会定例会議に議案として提出いたしますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑧ 矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正について

○議長　次に⑧について説明を求めます。

○商工観光課長　矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正について御報告いたします。

資料を御覧ください。矢板市八方ヶ原交流促進センター・山の駅たかはらにおきましては、昨年の３月 17 日の全員協議会において御報告しましたとおり、現在、シャワー室等を設置する改修工事を実施しております。この改修工事に伴い、施設内に有料設備となるシャワー室を設置することから、条例の改正をするものです。

条例の改正内容でございますが、有料施設をシャワー室とし、シャワー室の利用料金を 10 分以内 200 円以内と規定し、指定管理者の業務の範囲に、利

用料金の徴収に関する業務を追加いたします。改正条例の施行日は令和５年４月１日と考えております。条例改正の案につきましては、第 384 回市議会定例会議に議案として提出いたしますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○宮本議員　御説明ありがとうございます。１点お聞きしたいと思います。

　このシャワー室につきましては、どのような経緯で設置するような予定になってるのか、お聞きしたいと思います。

○商工観光課長　宮本議員の御質問にお答えします。

　シャワー室の設置に至った経緯ということでよろしいでしょうか。

　こちらにつきましては、現在の指定管理者のほうで、山の駅たかはらの周辺を活用しましてキャンプ場を設置するということと、これまでもアウトドアを楽しむ方がいらっしゃったのですけれども、その方たちに快適に過ごしていただけるような、利用者の利便性の向上を図るためにシャワー室を設置するものです。

　以上です。

○宮本委員　ありがとうございます。

　そうしますと、冬季の利用については何か、ちょっと不思議に思うのですけども、冬季もやはり利用ということで、予定しているのでしょうか。

○商工観光課長　冬季の利用につきましては、現在も指定管理者のほうで金・土・日と営業しておりまして、イベント等も開催しております。

　雪の中でスノーハイクを楽しんだりする方もいらっしゃいますので、そのような方達にも利用していただければと思っております。

　以上です。

○議長　ほかに御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑨ 矢板市城の湯温泉センター改修事業事業計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

○議長　次に⑨について説明を求めます。

○商工観光課長　矢板市城の湯温泉センター改修事業事業計画（案）に係るパブリックコメントの結果について報告いたします。

資料を御覧ください。11 月 25 日の全員協議会で報告いたしました、矢板市城の湯温泉センター改修事業事業計画（案）につきまして、令和４年 11 月 25 日から 12 月 26 日までパブリックコメントを実施しました結果、御意見はございませんでした。

つきましては、事業計画に基づき令和５年度に改修工事等を進めてまいります。

説明は以上です。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑩ 長井地内交差点改良工事に伴う橋りょう架け替え工事に関する基本協定の締結について

○議長　次に⑩について説明を求めます。

○建設課長（柳田豊）　長井地内交差点改良事業に伴う橋りょう架け替え工事に関する基本協定の締結について御報告いたします。

本件につきましては、添付資料を御覧ください。市道長井幸岡１号線及び市道泉長井１号線は、現在、一般県道県民の森矢板線との食い違い交差点となっており、その解消に向け改良工事を栃木県の事業と一体となって進めているところでございます。また、これらの道路改良工事にあわせ、栃木県におきましては、一級河川宮川の河川改修工事も実施していただいております。そのため、食い違い交差点解消に向けた、橋りょう架け替え工事と河川改修工事が大きく関わっていることから、栃木県にこの工事を受託していただき、一体的に進めることで、円滑な事業遂行を図ることができると考えております。

事業期間は、令和５年度から令和７年度までの３か年継続事業として実施し、事業費の総額が３億 6,497 万円の負担金を県に納めることで、栃木県との協議が整いました。令和５年度につきましては、第 384 回定例会議に提出いたします、令和５年度の当初予算案に負担金として、１億 2,112 万円を計上いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、栃木県との基本協定は、議決をいただいた後の３月中に締結する予定で進めております。

説明は以上となります。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑪　事故報告ついて

○議長　次に⑪について説明を求めます。

○建設課長　道路上において発生した事故について御報告いたします。

内容については、道路上での車両破損事故でございます。

事故発生日時は令和５年１月 28 日午前６時 30 分頃、場所は矢板市扇町２丁目地先の認定外道路上です。添付資料の位置図を御覧いただきながらお聞き取り願います。事故状況は、矢板中央高校グラウンドの入口前の路上において、乗用車の左側車輪が通過した際にグレーチングが跳ね上がり、車体等を損傷したものであります。

今後の対応につきましては、事故当事者との示談の交渉に入りますが、合意が成立した場合は、専決処分などの所定の手続きを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この事故の発生箇所につきましては、事故後、速やかに応急対応工事を完了したところであり、今後とも道路での事故再発防止に努めてまいります。

報告は以上となります。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑫　矢板市営駐車場条例の一部改正ついて

○議長　次に⑫について説明を求めます。

○都市整備課長（佐藤裕司）　矢板市駐車場条例の一部改正について御報告申し上げます。

本町駐車場は商業の中心が矢板駅東地区に移行したこと、かつＪＲ矢板駅周辺の民営駐車場の増加、テレワークの普及の影響等もあり、収入が減少しています。さらに、駐車場機器も老朽化しており、大規模な改修更新が見込

まれます。また、周辺地域は土地利用上、日常生活を支える商業施設の混在した、利便性の高い居住環境の形成を図る一般住宅地に位置付けられる地域であることから、在り方検討を実施した結果、本町駐車場を廃止することとなったため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、矢板市営本町駐車場の文言を削除するものであります。施行日は令和５年４月１日を予定しています。

本町駐車場廃止後の土地は売却予定で、土地利用については宅地分譲が望ましいと考えております。これは矢板駅西地区における本町駐車場付近の地籍調査がしっかりと行われた成果として境界が確定し、宅地分譲としての分筆登記ができるようになり可能となったことです。

本案につきましては、来る３月の定例会議に議案として提出させていただきますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑬　Ｇ７男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催記念矢板市女性議会の開催について

○議長　次に⑬について説明を求めます。

○生涯学習課長（髙久聡子）　令和５年６月に日光市でＧ７男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催されますことを記念し、市内に在住在学の高校生以上の女性を対象とした 16 名による矢板市女性議会を開催することを御報告いたします。

目的としては、女性の視点から市政への質問や提案をすることで、市政の

参画を推進し、女性の市政の関心と理解を深めていただき、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的といたしまして実施いたします。

開催日時は３月 18 日土曜日になりますが、午後１時 30 分から本会議となります。会場はこちらの議場となります。女性議員の中から議長・副議長を選出し、本会議においては 14 名の方の一般質問を行い、執行部が答弁いたします。なお、本会議は公開といたします。

説明は以上です。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑭　矢板市スポーツ推進審議会条例の一部改正ついて

○議長　次に⑭について説明を求めます。

○国体・スポーツ局長（山口武）　矢板市スポーツ推進審議会条例の一部改正について御説明いたします。本年度をもって、いちご一会とちぎ国体に関わる事業が終了することから、それに伴う組織変更に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

この条例改正につきましては、第 384 回市議会定例会議に議案として提出しますのでよろしく御審議賜ります。

説明は以上です。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

⑮　矢板市生活排水処理構想の見直し（案）に係るパブリックコメントの結果について

○議長　次に⑮について説明を求めます。

○下水道課長（江連康一）　それでは、矢板市生活排水処理構想の見直し（案）に係るパブリックコメントの結果について御報告いたします。

まず、概要でございますが、記載のとおりとなってございます。次のページは結果について記載しております。１名の方から 14 件の御意見を頂戴いたしました。次のページをお願いします。意見とそれに対する市の考え方につきましては記載のとおりとなってございます。

全体を通しまして、本構想の見直し案につきまして御理解をいただいていると捉えることができますので、本構想見直し案のとおりとさせていただくものでございます。結果の公表につきましては、本日の全員協議会での報告後、市のホームページにて公開する予定でございます。

本構想見直し案につきましては、県の生活排水処理構想の公表のタイミングとあわせまして、公開することとなりますので、３月末、市のホームページで公開の予定と考えているところでございます。

報告は以上でございます。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

４　その他

○議長　この際、議員各位及び執行部から何かありませんか。

○健康増進課長　新型コロナウイルス感染症対策について、御報告させていただきます。なお、資料はございませんのでお聴き取りください。

まず、県の動向でございますが、去る１月 19 日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されまして、警戒度レベル２を維持しつつ、救急医療ひっ迫などを受け、医療危機警報が発出されました。しかし、その後の感染者数の状況等を勘案して、皆様、御承知のとおり、今月７日に同会議が開催され、同日付けで医療危機警報は解除されております。

次に、本市でのコロナクラスター発生状況につきましては、報道発表日ベースで、昨年 12 月 21 日以降、新たに５件のクラスターが市内医療機関及び高齢者施設で発生しており、本市におけるクラスター事案は計 10 件となっております。

なお、それぞれの事案については、既に終息しておりまして、外部への感染拡大は認められないことを申し添えます。

最後に、オミクロン株対応ワクチンにつきましては、既に人口の５割を上回る１万 6,000 人余りの方が接種を終えております。また、現在、市内の医療機関では、接種の予約枠にかなりの空きがある状況であることから、接種を希望される方はほぼ接種を終えていると受け止めております。

皆様、御承知のとおり、今後の新型コロナウイルス感染症の取扱いについては、国において各般にわたり議論がなされているところでありますので、その動向を注視しつつ、本市として適宜対応してまいりますので、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

報告は、以上とさせていただきます。

○議長　説明は終わりました、御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長　ないものと認めます。

５　閉会

○議長　以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（１０：４１）

令和　　年　　月　　日

議長